

(仮称) 厚木市学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

令和元年 8 月 21 日

厚木市

厚木市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、「（仮称）厚木市学校給食センター整備運営事業」を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和元年8月21日

厚木市長 小林 常良

目 次

第 1 事業の概要.....	1
1 事業の名称.....	1
2 事業に供される公共施設等の名称.....	1
3 公共施設等の管理者の名称.....	1
4 事業の目的.....	1
5 事業の内容.....	1
6 施設の概要.....	3
7 事業方式.....	4
8 事業期間.....	4
9 落札事業者の収入.....	5
第 2 評価の内容.....	6
1 評価の方法.....	6
2 定量的な評価.....	6
3 定性的な評価.....	8
第 3 評価の結果.....	9

第1 事業の概要

1 事業の名称

(仮称) 厚木市学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

2 事業に供される公共施設等の名称

(仮称) 厚木市学校給食センター

(本体施設及び附属施設を含む。以下「本施設」という。)

3 公共施設等の管理者の名称

厚木市長 小林 常良

4 事業の目的

厚木市 (以下「市」という。) では、昭和 49 年に北部学校給食センター、昭和 55 年に南部学校給食センターを開設し、現在も市内の中学校給食において完全給食を共同調理場方式で提供している。

しかし、既存施設の老朽化が進み、建て替えが喫緊の課題であるため、将来の生徒数の状況等を踏まえた、安心して安全な給食を継続的に提供するための施設整備が必要である。

本事業は、本施設的设计、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」 (平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。) に基づき実施するものである。

また、本事業の実施に当たっては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と民間事業者との新たなパートナーシップにより、確実な衛生管理の下で安心して安全な給食を提供できる運営システムを構築することを目指すものである。

5 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者 (以下「落札事業者」という。) が実施する業務は、次の (1) から (4) に掲げるものとし、市が行う業務を (5) とする。

(1) 施設整備業務

落札事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ア 事前調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務 (敷地造成を含む) 及び関連業務
- エ 工事監理業務及び関連業務
- オ 調理設備調達・設置業務
- カ 食器・食缶等調達業務

- キ 施設備品調達・設置業務
- ク 外構及び植栽整備業務
- ケ 施設整備業務に伴う各種申請等業務

(2) 開業準備業務

落札事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

(3) 維持管理業務

落札事業者は次に掲げる業務を行う。

なお、本施設の整備に伴い配送対象となる各学校の配膳室に係る必要備品については、市が調達・設置し、維持管理業務を行う。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構及び植栽維持管理業務
- エ 調理設備保守管理・更新業務
- オ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- カ 施設備品保守管理・更新業務
- キ 環境衛生・清掃業務
- ク 警備業務
- ケ 維持管理業務に伴う各種申請等業務

(4) 運営業務

落札事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- ア 食材検収補助業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 給食配送・回収業務
- オ 学校配膳・残食計量・残食集積業務
- カ 運営備品調達・更新業務
- キ 見学・試食会実施支援業務
- ク その他の業務
- ケ 運営業務に伴う各種申請等業務

(5) 市の業務範囲

- ア 献立作成業務
- イ 食材調達業務
- ウ 食数調整業務
- エ 食育指導業務
- オ 食材検収業務
- カ 給食検食業務
- キ 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分に限る。）
- ク 給食費の徴収管理業務
- ケ 衛生管理や調理等についての指導・助言

6 施設の概要

(1) 供給能力

ア 調理能力	1日最大7,000食。ただし、パン、麺及び牛乳等については、引き続き委託とする。
イ 配食校数	中学校13校
ウ 献立方式	2献立 なお、献立の構成は主食（米飯、パン及び麺）、副食（主菜、副菜、汁及びデザート）及び牛乳等を基本とする。

(2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

給食エリア	
汚染作業区域	プラットホーム、荷受室（肉類、魚類、卵類用）、荷受室（野菜類、果物類、加工食品、調味料用）、検収室（肉類、魚類、卵類用）、検収室（野菜類、果物類、加工食品、調味料用）、油庫、米庫、洗米室、食品仕分け室、冷蔵室・冷凍室（肉類、魚類、卵類用）、冷蔵室・冷凍室（野菜類、果物類、加工食品用）、下処理室（肉類、魚類コーナー、卵類コーナー）、下処理室（野菜類、果物類用）、器具洗浄室、洗浄室（消毒前）及び回収風除室、廃棄庫、倉庫
非汚染作業区域	調理室（上処理室コーナー、炊飯コーナー、煮炊き調理コーナー、焼物・揚物・蒸物コーナー）、和え物室、器具洗浄室、食物アレルギー専用室、コンテナ室、洗浄室、配送風除室
その他の区域	前室、清掃器庫、運転手等控室、休憩室、食堂、調理員用更衣室、調理員用シャワー室、調理員用トイレ、洗濯・乾燥室、防災用倉庫、災害支援型自動販売機置場

事務エリア	
共用部分	玄関、会議室兼研修室、職員兼見学者用トイレ、多目的トイレ、見学通路、展示ホール
市職員専用部分	市職員用事務室、倉庫、市職員用更衣室
事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用更衣室、機械室・電気室・ボイラー室、倉庫
附帯エリア	
附帯施設	受水槽、防火水槽、排水処理施設、ごみ置場、来客用駐車場、駐輪場・バイク置場

7 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結した落札事業者が市の所有する土地に新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等を引き渡し、事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運營業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

8 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおり予定している。

なお、令和 20 年 4 月以降の維持管理・運営については、必要に応じて落札事業者の意見を聞きながら、市が事業期間内に対応を決定する。

時 期	スケジュール
令和 2 年 10 月上旬	事業契約 (市議会における議決による効力発生後)
令和 2 年 10 月～令和 4 年 6 月下旬	施設の整備 (設計、建設) 期間
令和 4 年 6 月下旬	施設の引渡し (施設の供用開始は令和 4 年 9 月)
令和 4 年 7 月～8 月下旬	施設の開業準備期間
令和 4 年 9 月～令和 20 年 3 月	施設の維持管理・運営期間 (15 年 7 ヶ月)
令和 20 年 3 月末	事業契約の完了

※ 埋蔵文化財について、市が事前に実施する試掘調査の結果、本調査が必要となった場合は上記スケジュールを変更する場合がある。

9 落札事業者の収入

本事業における落札事業者の収入は次のとおりである。

(1) 施設整備に係る対価

本施設の施設整備に係る対価については、サービス購入費として事業契約書に定める額を市が落札事業者に支払う。

(2) 維持管理及び運営に係る対価

本施設の維持管理及び運営に係る対価については、サービス購入費として事業契約期間中、事業契約書に定める額を市が落札事業者に支払う。

第2 評価の内容

1 評価の方法

(1) 評価の基準

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、市が自ら実施した場合に比べ、事業期間にわたって、市の財政負担額の軽減が期待できること、かつ、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者のコストを算出し、評価を行った。

(3) 定性的な評価

(2)の財政負担額の算定に加えて、事業者の持つ役割を検討し、本事業をPFI事業で実施する場合における、定性的な評価を行った。

2 定量的な評価

(1) 算定結果

市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI事業として実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較した。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI事業として実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約3.5%削減することができることとなった。なお、PSC^{※1}及びPFI-LCC^{※2}については、入札等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

※1 Public Sector Comparator：公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額のこと。

※2 Life Cycle Cost：プロジェクトにおいて、計画から、施設的设计、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

VFMの値	
項目	値
VFM(割合)	約3.5%

(2) 前提条件

市の財政負担額の算出にあたって、市が本事業を自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合のそれぞれについて、前提条件を表1及び表2のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で市が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表1 VFM検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
① 割引率	0.93%	「VFMに関するガイドライン」に基づき、10年物と20年物の長期国債利回りの過去10年間の平均値を参考とした。
② 物価上昇率	—	一定の物価変動が生じた際にはサービス対価を見直すこととしており、検討に際して物価上昇は見込まない。
③ リスク調整費	—	定量化が困難なため、リスク調整費は考慮していない。

表2 事業費などの算出方法			
項目	PSCの 費用の項目	PFI-LCCの 費用の項目	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
① 施設整備業務 にかかる費用	設計・工事監理費 建設工事費 厨房設備調達費 調理備品調達費	設計・工事監理費 建設工事費 厨房設備調達費 調理備品調達費 建中金利 SPC設立関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・PSCは、見積もり値を参考とし、類似事例実績等を勘案して設定した。 ・PFI-LCCは、民間事業者への一括発注による効率化や落札事業者の創意工夫により一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。 ・開業準備にかかる費用は、運営業務の2箇月分を計上した。
② 維持管理業務・ 運営業務にかか る費用	維持管理費 運営人件費等 (開業準備費含 む) 配送費	維持管理費 運営人件費等(開 業準備費含む) 配送費 SPC運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・各起債対象の一定の割合による充当率及び償還期間、近年動向を踏まえた利率により設定した。 ・PFI-LCCは、市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し、借入等を設定した
③ 資金調達にか かる事項	補助金 地方債 一般財源	補助金 地方債 一般財源 資本金 金融機関借入	<ul style="list-style-type: none"> ・各起債対象の一定の割合による充当率及び償還期間、近年動向を踏まえた利率により設定した。 ・PFI-LCCは、市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し、借入等を設定した

④ その他の費用	地方債利息	地方債利息 公租公課 アドバイザー費	・PFI-LCCは、公租公課及び公共側費用としてアドバイザー費等を計上した。
----------	-------	--------------------------	----------------------------------------

3 定性的な評価

本事業をPFI事業として実施する場合、市が自ら実施する場合と比較して、事業者選定に係る手続きが煩雑となり、選定における期間や経費が必要であるが、次のような定性的効果を期待することができる。

(1) 設計から運営までの業務一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して民間事業者に委ねることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や民間事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できる。

(2) 良質なサービスの継続的な提供

民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用した施設の維持管理、運営により、高水準な衛生管理や災害対策、環境への配慮を維持しつつ、食物アレルギーへも対応した安全性の高い良質なサービスの継続的な提供が期待できる。

(3) 行政と民間の役割分担の明確化による安定した事業運営

民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、本施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を長期間にわたり包括的に民間に委ねることにより、行政と民間の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

また、想定可能なリスクについて、あらかじめ市と民間事業者との間でその責任分担を明確にし、民間事業者がリスクヘッジやリスクコントロールのノウハウを活かすことにより、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制、ひいては事業目的の円滑な遂行と安定かつ継続的な事業運営の確保が期待できる。

(4) 地域経済の活性化に寄与

PFI事業に際して、地域経済・地域社会への配慮や貢献を評価項目とすることにより、地域経済・地域社会の活性化が期待できる。

(5) 財政負担の平準化

市が自ら実施する場合は、施設整備段階で多額の財政負担が発生するのに対し、PFI事業における財政支出は、施設整備費に民間資金を活用し、施設の供用開始後、契約期間全体にわたる維持管理・運営期間を通して、民間事業者へ毎年一定額の支払いとすることから、市の財政負担の平準化が期待できる。

第3 評価の結果

本事業を、PFI 法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約3.5%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待できる。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI 法第7条に基づく特定事業として選定する。